

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(経営企画課) 第48条 経営企画課にその事務を分掌させるため、次の5係<u>並びに</u>専門職員（経営戦略担当）<u>及び</u>専門職員（業務効率化・最適化担当）を置く。</p> <p>(1) 病院庶務係 (2) 病院企画係 (3) 経営管理係 (4) 医療情報係 (5) 診療情報管理係</p> <p>(略)</p> <p>第54条 専門職員（経営戦略担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。</p> <p>(1) 本院の医業収支に係る経営分析に関すること。 (2) 本院の経営改善の方策に係る提案，調査及び連絡調整に関すること。 (3) その他病院の経営戦略に関すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(経営企画課) 第48条 経営企画課にその事務を分掌させるため、次の5係<u>及び</u>専門職員（経営戦略担当）を置く。</p> <p>(1) 病院庶務係 (2) 病院企画係 (3) 経営管理係 (4) 医療情報係 (5) 診療情報管理係</p> <p>(略)</p> <p>第54条 専門職員（経営戦略担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。</p> <p>(1) 本院の医業収支に係る経営分析に関すること。 (2) 本院の経営改善の方策に係る提案，調査及び連絡調整に関すること。 (3) その他病院の経営戦略に関すること。</p>

第54条の2 専門職員（業務効率化・最適化担当）は次の事務をつかさどる（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。（新設）

- (1) 医療DXの推進などの病院業務の効率化・最適化に係る提案、調査及び連絡調整に関すること。（新設）
- (2) 遠隔医療の運用支援に関すること。（新設）
- (3) その他経営企画課所掌の事務のうち、特に命ぜられた事項に関すること。（新設）

（略）

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

【改正理由】

事務組織改編のため、所要の改正を行うものである。

（略）